

○生活保護法による医療扶助運営要領について

(昭和三十六年九月三〇日)

(社発第七二七号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

医療扶助運営要領

第一 医療扶助運営方針

- 3 医療扶助の実施にあたって、便宜上、社会保険等の他制度に準じて取扱いをしている点があるが、生活保護制度は、国民の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないという原則において、他制度と基本的な差異があることに留意して、実施の適正を期すること。

○生活保護法施行事務監査の実施について

(平成12年10月25日)

(社援第2393号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会・援護局長通知)

生活保護法施行事務監査実施要綱

別紙

生活保護法施行事務監査事項

着眼点

1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況

- (1) 電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレセプト点検、重複受診(処方)への対応、頻回受診者の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、指定医療機関の重点指導等に活用しているか。
- (2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。
- (8) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
- (9) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。
- (10) 後発医薬品の原則使用について、被保護者に対して、リーフレット等を用いて説明を行うなど周知徹底を図っているか。

2024年3月22日 衆議院厚生労働委員会 配付資料

出典：厚生労働省ホームページ「○生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和三十六年九月三〇日)(社発第七二七号)(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)」、「○生活保護法施行事務監査の実施について(平成12年10月25日)(社援第2393号)(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会・援護局長通知)」より宮本徹事務所抜粋 日本共産党 宮本徹 1.